

大阪市北区ビル火災について

大阪ビル火災の概要および今後の対策のあり方に関する検討

- 令和3年12月17日に発生した大阪市北区のビル火災においては、26名もの死者（容疑者を除く）を出した。
- **被害の状況から、唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れたものと考えられる。**
- また、**階段を介して上階に大量の煙が流入しており、火災階よりも上階側に多数の在館者がいた場合、被害が拡大していたおそれ。**

1. 火災建築物の概要

- 所在地：大阪市北区
- 地域：防火地域
- 延べ面積：700㎡（建築面積104㎡）
- 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、耐火建築物
- 階数：地上8階建
- 用途：事務所
- ※ 建築確認上の用途。火災部分の用途はクリニック。
- 竣工年：1970年（昭和45年）
- 直通階段の設置状況**：一のみ
- ※ 建築基準法施行令第121条に基づき、6階以上の階でその階に居室を有するものに対し、原則2以上の直通階段の設置を求める規制強化を措置したのは1974年であることから、火災建築物は**既存不適格建築物**である可能性がある。

※1、2は消防庁災害対策本部、大阪市消防局の公開情報等を元に作成

2. 火災の概要

- 火災発生日時：令和3年12月17日（金）
- 死者**：26名（容疑者を除く）
- 出火元：4階部分
- 出火原因：ガソリンによる放火
- 被害の拡大要因：
唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れたものと考えられる。
※ また、**階段を介して上階に大量の煙が流入しており、火災階よりも上階側に多数の在館者がいた場合、被害が拡大していたおそれ**
- 焼損面積：37㎡

3. 国交省の対応

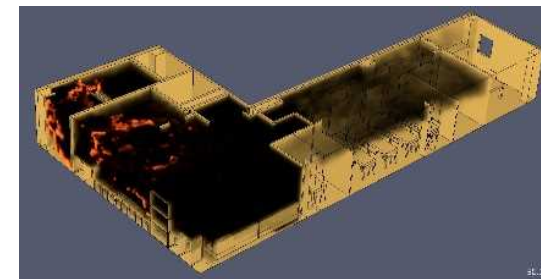
- 全国の階段が一の雑居ビル等（*）を対象に、**防火対策の徹底について通知**（令和3年12月19日）
- ※ 消防庁において同日付で通知された緊急立入検査の実施要請と連携して建築部局による検査を要請
- * 消防法令に基づく特定一階段等防火対象物（3階以上の階又は地階を火災時の避難困難が想定される集会場、飲食店、物販店舗、旅館・ホテル、福祉施設等の用途に供する階段が一の建築物）

【火災建築物 平面図】

不動産・住宅情報サイト ライフルホームズ
(<https://www.homes.co.jp/archive/b-10405342/>)を元に作成



【火災建築物 外観】



【火災時の煙拡大の様子のイメージ】

※消防庁による火災時状況のシミュレーション（大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会（第2回）資料2-1より）

4. 今後の対策のあり方の検討

- 総務省消防庁・国交省住宅局において検討会を開催し、本火災を踏まえた**今後の防火・避難対策のあり方について検討を行い、報告書**をとりまとめたところ。
- ※ 第1回はR4.2.8、第2回はR4.3.28、第3回はR4.5.17、第4回（最終回）はR4.6.21に開催し、R4.6.28に報告書とりまとめ・公表

1 検討会の開催目的

令和3年12月17日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生した。
この火災の原因調査の結果等を踏まえ、今後取り組むべき防火・避難対策等について検討する。
総務省消防庁及び国土交通省住宅局による共同事務局で開催。

2 とりまとめ事項

- ①既存不適格建築物等の避難安全性向上対策
- ②法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策
- ③危険物の取扱い

3 検討会の委員

【学識経験者】

○消防分野

小林 恭一 東京理科大学教授(消防行政)
関澤 愛 東京理科大学教授、元日本火災学会会長(建築・都市防災学)
高 黎静 千葉科学大学大学院危機管理学研究科教授(燃烧学、火災学、安全工学)

○建築分野

菅原 進一(座長) 日本大学大学院教授、東京大学名誉教授、元日本火災学会会長(建築防災学)
長谷見 雄二 早稲田大学名誉教授、元日本火災学会会長(建築防火、建築設備)
河野 守 東京理科大教授(国際火災科学)

○危険物分野

土橋 律 東京大学教授、日本火災学会会長(現職)(安全工学(火災・爆発))

○セキュリティー・防犯分野

河本 志朗 日本大学教授(危機管理学)

○法律分野

中川 丈久 神戸大学教授(行政法全般、統治機構論、消費者行政、立法過程論)

【消防機関・関係団体】

○消防機関・建築部局 東京消防庁、大阪市消防局、大阪市都市計画局

4 スケジュール・その他

- ・令和4年2月に第1回を開催。同年6月までに計4回の開催を通じ報告書を取りまとめ予定。
(6月21日最終委員会の後、6月末に報告書を取りまとめ・公表予定)
- ・会議は非公表、議事録及び資料は原則公表。

「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」の概要

今後の防火・避難対策等

直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策のパッケージ

(ア)建築物の安全性向上に向けた誘導策

2方向避難の確保等

①-1【原則】

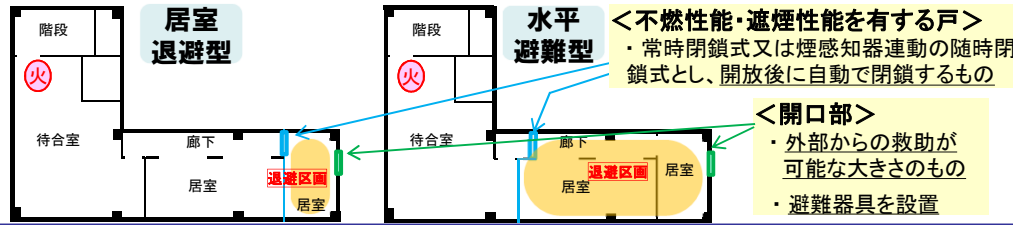
既存の直通階段から離れた位置への直通階段の増設
又は避難上有効なバルコニー*の設置

* タラップ等が設置され、階段を介さず直接道路等に安全に避難できるバルコニー

①-2【補完的な代替措置】

直通階段から離れた位置への退避区画*の確保

* 救助されるまでの一定の間、煙から退避できるスペース



※ これらの措置は、2以上の直通階段の設置等が求められる建築物を含め、新築・既築を問わず推奨
※ 上記の考え方を示した「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン(仮称)」をとりまとめ、周知を実施

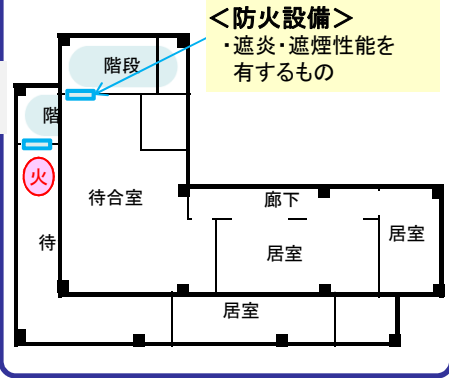
所有者の改修負担軽減のための支援措置

避難訓練の指導

* 「直通階段が一つの建築物向けの避難訓練ガイドライン(仮称)」としてとりまとめて提示し、指導を行う。

避難経路の防火・防煙対策 / 上階防煙対策

② 直通階段の防火・防煙区画化



○ 現実的な避難安全性の向上を促せるよう、小規模な増改築等に際しては、人命保護の観点から(ア)①*及び②の措置への適合を求めるとともに、これ以外の防火・避難規定については危険性が增大しない範囲で適合を求めないこととする

* ①-1又は①-2のいずれか

※ ①-1の避難上有効なバルコニーの設置や、①-2については、各階への設置を前提としつつ、テナントの入れ替え等を通じ段階的・計画的に適合させることも可とする

a 消防法令違反の是正強化

※ 直通階段が一つの建築物については、重点的な立ち入り検査を実施
※ 防火対象物点検報告の徹底を図る
※ 命令や告発等の法的手段による厳格な措置を徹底

b 建築基準法違反の是正強化

※建築基準法令違反等に係る是正指導の徹底
※定期調査報告制度の指定可能対象範囲の拡大

研究開発

ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発の促進

(例) ガソリン火災を消火できるマットやブランケット、壁紙等

危険物の取扱い

ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正販売の徹底

※消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底
※ガソリンスタンドにおける不審者発見時の警察への通報について周知徹底

「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」の概要

○直通階段が一つの既存建築物の安全性向上に向けて特に重要となる改修と各改修において満たすべき仕様等をまとめた。

- ・原則、既存の直通階段から離れた位置に直通階段又は避難上有効なバルコニーを設置することが重要。
- ・他方、これらの改修が現実的に困難な場合は、避難器具を用いた避難や消防隊による救助までの一時的な退避が可能なスペース(退避区画)を設置することが有効である。

①(1) 退避区画(居室退避型) ⇒居室単位で区画

○退避区画を構成する戸

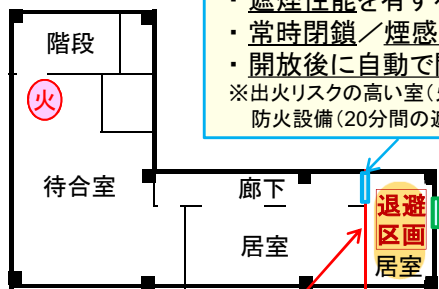
- ・不燃材料で造り、又は覆われたもの
- ・遮煙性能を有するもの
- ・常時閉鎖／煙感知器連動で随時閉鎖
- ・開放後に自動で閉鎖するもの

※出火リスクの高い室(火気使用室)が近傍にある場合などは、防火設備(20分間の遮炎性能を有するもの)とすることが望ましい

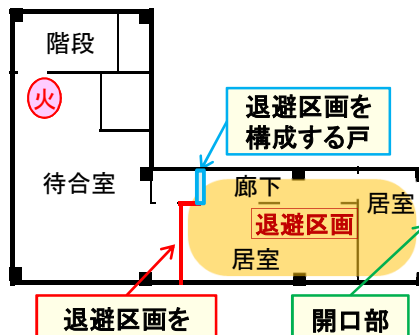
○開口部

- ・外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
- ・避難器具を設置

- 退避区画を構成する間仕切壁 ※垂れ壁は不可
 - ・準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの

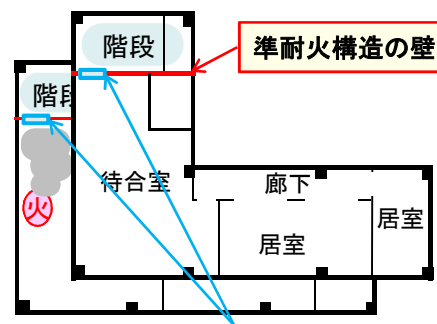


①(2) 退避区画(水平避難型) ⇒廊下を一定間隔毎に区画



※壁・戸・開口部の仕様及び性能は居室退避型と同様

②直通階段の防火・防煙区画化



○防火設備

- ・遮炎性能・遮煙性能を有するもの
- ・常時閉鎖／煙感知器連動で随時閉鎖
- ・開放後に自動で閉鎖するもの

※退避区画を用いた退避・避難のイメージ

①出火階において退避を行う場合

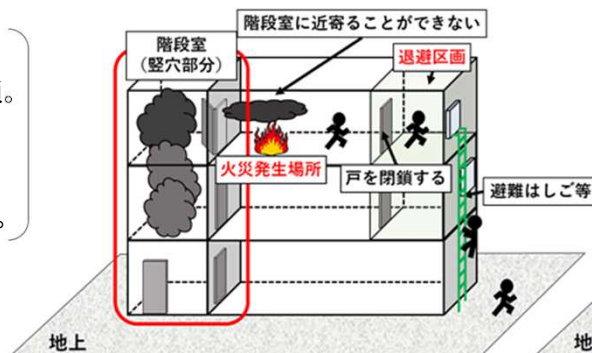
- ・退避区画に退避し、煙の流入を防ぐため、戸を確実に閉鎖。

②出火階より上階において退避を行う場合

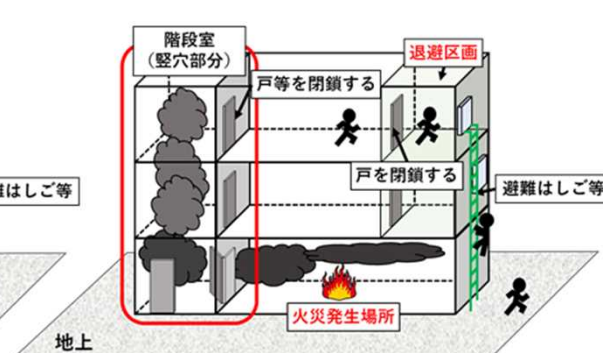
- ・煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖。
- ・退避区画に退避し、煙の流入を防ぐため、戸を確実に閉鎖。

⇒具体的な避難行動のあり方については、消防庁策定の「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」において記載。

<出火階において退避を行う場合>



<出火階より上階において退避を行う場合>



大阪市北区ビル火災等を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全対策改修を支援する事業を創設する。

背景・課題

○既存建築物における火災安全対策の必要性

大阪市北区のビル火災等を踏まえ、2方向避難等が確保されていない既存建築物における火災安全対策を進めることが必要。

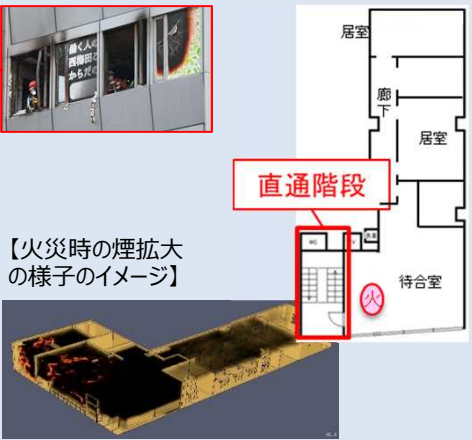
<大阪市北区ビル火災の概要>

- 発生日：令和3年12月17日
- 死者：26名(容疑者を除く)
- 建物：地上8階建事務所ビル
- 竣工年：1970年(昭和45年)
- 被害の要因等：
 - ・唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れ
 - ・上階に大量の煙が流入、在館者がいた場合は被害拡大の恐れ

【火災建築物 外観】



【火災建築物 平面図】



出典：大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会資料等

○求められる火災安全対策の内容

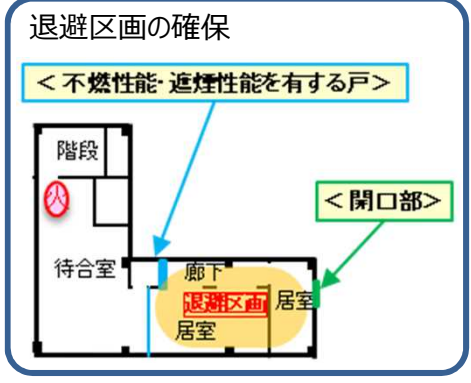
国土交通省と消防庁で「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」を設置し、令和4年6月に報告書を取りまとめ。直通階段の増設が難しい場合も含め、既存建築物における火災安全性の確保(2方向避難の確保、避難経路・上階の防火・防煙対策の促進)が喫緊の課題。

<火災安全対策のイメージ>

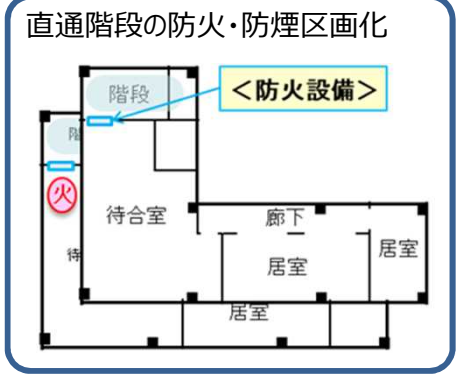
2方向避難の確保等

直通階段の増設等

又は



避難経路・上階の防火・防煙対策



令和5年度当初予算(案)

既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るための火災安全対策改修に対する支援制度の創設